

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区 部分林		旧慣 部分林		学校 分収造林		各種記念 分収造林		林業構造改善 分収造林		山村振興 分収造林		一般 分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平 成 24 年 3 月 31 日	733	6,718	-	-	-	-	91	822	274	1,662	142	1,708	22	253	204	2,272
平 成 25 年 3 月 31 日	723	6,618	-	-	-	-	91	823	254	1,472	136	1,643	22	254	220	2,426
平 成 26 年 3 月 31 日	723	6,616	-	-	-	-	91	821	254	1,472	136	1,643	22	253	220	2,427
平 成 27 年 3 月 31 日	722	6,594	-	-	-	-	90	810	255	1,475	135	1,632	22	253	220	2,424
平 成 28 年 3 月 31 日	719	6,587	-	-	-	-	90	810	255	1,475	134	1,626	22	253	218	2,423
徳島	8	29							6	23					2	6
愛媛	99	794					7	57	36	176	30	412			26	149
四万十	279	1,972					28	256	102	593	44	422	1	5	104	695
嶺北	114	1,105					30	287	24	210	14	219	18	210	28	180
高知中部	39	289					6	75	18	88	5	78			10	48
安芸	109	959					15	107	38	271	26	356	3	39	27	186
(香川)	71	1,438					4	27	31	114	15	139			21	1,158

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)